「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」の概要

~「日本一子育てしやすく、全ての子ども・若者が輝くあいち」の実現を目指して~

I 計画期間

2025 年度~2029 年度 (5年間)

Ⅱ 基本目標

県民が家庭を築き、安心して子どもを生み育てることができるとともに、全ての子 ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現

Ⅲ 策定の基本的な考え方

1 計画の位置付け

○ **以下の各計画で構成される**、愛知県の子ども・若者・子育てに関する総合的な計画 として位置付け、様々な視点の支援や対策を一体的に連携して行うことにより、 子ども・若者・子育てに関する課題の解決を目指します。

	$\overline{}$		~
1	ᅺᄆ		λ
	視	믔	<)
\subset	170	,,,,)—
	_	\nearrow	

子ども・若者 (こどもまんなか) **少子化対**策

子どもが輝く 未来の推進

幼児教育・保育

虐待防止

ひとり親支援

母子保健

社会的養育

計画名称	根拠規定等	備考	
都道府県こども計画	こども基本法第 10 条		
基本計画	愛知県少子化対策推進条例第6条	本計画に 位置付け	
地域行動計画	次世代育成支援対策推進法第9条		
子ども・若者育成計画	子ども・若者育成支援推進法第9条	(※)	
子どもが輝く未来推進計画 (子どもの貧困対策推進計画)	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進 に関する法律第 10 条		
子ども・子育て支援事業支援 計画	子ども・子育て支援法第62条		
児童虐待防止基本計画	愛知県子どもを虐待から守る条例第 10 条		
自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条	一体的に 策定	
母子保健計画	厚生労働省子ども家庭局長通知 「成育医療等基本方針に基づく評価指標及 び計画策定指針について」(2023.3)		
社会的養育推進計画	こども家庭庁支援局長通知「都道府県社会 的養育推進計画の策定要領」(2024.3)		

- ※内容が本計画の全般に関わり、こども大綱の基となった3つの大綱(少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱)に関わる計画について「位置付ける計画」とします。
- なお、こども基本法第 10 条に基づく「都道府県こども計画」に位置付けるため、「こども大綱」を勘案して本計画を策定します。また、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく「都道府県子ども・若者計画」に位置付けるため、「あいち子ども・若者育成計画 2027」(2022 年 12 月策定)を廃止し、本計画に統合します。

2 ライフステージに応じた取組

- 出産・子育で期だけではなく、職業観を形成する児童・青少年期も含め、中長期的な視野に立った総合的な少子化対策を推進する必要があることから、**若者の就学・就職、結婚・妊娠・出産、子育てまでのライフステージに応じた課題に対応した施策を実施**します。
- また、「こども大綱」を踏まえ、子育て期を子ども・若者への支援と子育て家庭への支援に分け、子ども・若者への支援を更に「ライフステージ別の施策」 (誕生前・乳幼児期、学童期・思春期、青年期)、「ライフステージを通した施策」 に区分けします。特定のライフステージのみでなく、ライフステージ全体を通して対処すべき課題に対応します。

3 子ども・若者の社会参画や意見反映の推進など社会基盤の整備

- こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨や内容の周知に取り組むなど、 **子どもの権利に関する理解促進**を図ります。
- また、こども基本法の理念を踏まえ、**子ども・若者の意見を聴いて施策に反映**することや、**子ども・若者の社会参画**を進め、「子どもや若者とともに社会をつくる」ことを目指します。
- その他、施策の実効性を高めるため、地域における住民、NPO、企業等の多様な主体との協働の推進や県民・企業が一体となって応援する気運の醸成など、 社会全体で子ども・子育て家庭を応援する基盤づくりに取り組みます。

4 県全体で子どもの成長や子育てを応援していく社会の実現

○ 子育ての最も重要な責任を有する父母その他の保護者を支えるため、県のみならず県民や企業、市町村、地域社会それぞれが主体となり一丸となって、**県全体で子どもの成長や子育てを応援していく社会の実現**を目指します。

IV 重点目標

- 1 若者の生活基盤の確保
- 2 希望する人が子どもを持てる基盤づくり
- 3 全ての子ども・若者の健やかな成長への切れ目ない支援
- 4 全ての子育て家庭が安心して子育てができることへの支援
- 5 子ども・若者とともに社会をつくり、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を 支えるための基盤整備



VII 計画の体系

基本目標 県民が家庭を築き、安心して子どもを生み育てることができるとともに、 全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現

